

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者の方々へ！

市独自
対策

支援給付金のお知らせ

市では、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている市内中小企業者の皆さんに、市独自対策として次の緊急支援給付を実施しています。

①中小企業特別支援給付金

緊急事態宣言に伴う外出や往來の自粛などにより影響を受けた中小企業者および市内の時短営業要請対象の飲食店などと直接的・継続的な取引があり、影響を受けた中小企業者が継続的に事業を営むことができるよう支援するための給付金です。

●対象業種 全業種

※時短営業の要請を受け、道による緊急事態措置協力支援金の支給対象となった事業者を除く。

●主な要件

㉞令和3年8月または9月の売上が前年同月または前々年同月に比べ20%以上50%未満減少している中小企業者（50%以上減少している事業者は国の月次支援金を申請してください。なお、いずれかの月のみ国の月次支援金を受給している場合は対象となります）

㉟市内の時短営業対象の飲食店などと継続的な取引がある中小企業者のうち、令和3年8月または9月の売上が前年同月または前々年同月に比べ20%以上減少している中小企業者（国の月次支援金を受給していても対象となります）

☆令和2年10月～同3年7月の間に開業した事業者の特例

・開業した年を基準年とし、令和3年8月または9月の売上が、基準年の月平均の売上高と比較して減少率が20%以上である事業者

●給付額

①外出・往來の自粛要請などによる影響を受けた事業者：5万円

②市内時短対象飲食店などとの継続的な取引がある事業者：10万円

③市内時短対象飲食店などとの継続的な取引がある事業者（酒類卸売業者）：20万円

※①・②または①・③は併給可

●申請 1月31日(月)までに商工振興係へ

※7月から実施している5・6月の売上高の比較による本事業の申請も受付中です。

☎商工振興係Tel 74-8382

②中小企業緊急事態措置協力支援給付金

令和3年5・6月、8・9月に実施された緊急事態措置に伴う道の時短要請により、直接的な影響を受けた中小企業者に対し、売上減少の影響を一部緩和することによって、継続的に事業を営むことができるよう支援するための給付金です。

●対象業種 飲食店など

●主な要件

令和3年5・6月、8・9月の緊急事態措置に伴う北海道の時短要請の対象となり、緊急事態措置協力支援金を受給した飲食店など

●給付額

①令和3年5月、6月、8月、9月のいずれかの月において緊急事態措置協力支援金の1日の支給額が2万5,001円～4万9,999円の場合：20万円

②令和3年5月、6月、8月、9月のいずれかの月において緊急事態措置協力支援金の1日の支給額が5万円～7万5,000円の場合：40万円

●申請 1月31日(月)までに商工振興係へ

☎商工振興係Tel 74-8382

③中小企業店舗等確保支援給付金

緊急事態宣言に伴う外出や往來の自粛などの影響により、売り上げが一定程度減少している中小企業者に対し、企業活動の維持または継続のための緊急的な支援措置として、店舗等に係る家賃またはリース機器料金の一部を補助します。

●**対象業種** 飲食店、宿泊業

●**主な要件**

令和3年8月または9月の売上高が前年同月または前々年同月に比べ20%以上減少している中小企業者

☆令和2年10月～同3年7月の間に開業した事業者の特例

・開業した年を基準年とし、令和3年8月または9月の売上高が、基準年の月平均の売上高と比較して減少率が20%以上である事業者

●**給付額** 家賃またはリース機器料金（合算も可）の2か月分（令和3年8・9月）で、月額上限5万円
※リース機器料金は2万円以上が対象です。

●**申請** 1月31日(月)までに商工振興係へ ※1事業者1回限り

☎商工振興係Tel 74-8382

④飲食業等雇用継続支援給付金

緊急事態宣言に伴う外出や往來の自粛などの影響を受けた中小企業者で、一定規模以上の従業員の雇用を維持し、継続的に事業を営むことができるよう支援するための給付金です。

●**対象業種** 飲食店、宿泊業

●**主な要件**

市内店舗などに勤務する社会保険または雇用保険に加入している従業員数が6人以上であること

●**給付額**

①従業員数6～20人の場合：1人あたり2万円

②従業員数21人以上の場合：1人あたり3万円

●**申請** 1月31日(月)までに商工振興係へ

☎商工振興係Tel 74-8382

⑤水道料金等支援給付金

緊急事態宣言に伴う道の時短要請により、経営に大きな影響を受けている飲食店・宿泊業を営む方に対し、事業活動の維持または継続のための緊急的な支援措置として、水道料金および下水道使用料に相当する額を支給します。

●**対象業種** 飲食店、宿泊業

●**主な要件** 水道水の使用区分を「業務用」としているもの

●**給付額** 水道料金および下水道使用料の2か月分に相当する額（令和3年8・9月分）

●**申請** 11月30日(火)までに土木課管理係へ

☎土木課管理係Tel 74-8743

①～④の給付金の申請書は市ホームページでダウンロードするか、商工振興係へお問い合わせください。

★「⑤水道料金等支援給付金」対象事業者の方には申請書をすでに郵送済みです。対象業種で申請書が届いていない事業者の方はお手数ですがご連絡ください。



申請書ダウンロード
(市ホームページ)

経営持続化支援給付金事業も引き続き実施しています。申請は11月30日(火)までに商工振興係へ